

表 移行期間後における、北アイルランドの「モノの移動」概要

項目	内容
北アイルランド →グレートブリテン島	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北アイルランド企業(グレートブリテン島に本社を置き、北アイルランドで事業を展開する企業を含む)に限り、既存の手続きを踏襲。輸入申告や通関検査、新たな規制・適合検査等は不要(ただし、当該措置は英・EU合同委員会による双方の合意が必要)。</li> <li>※一部製品については要申告。詳細は後日発表予定。</li> <li>【英国規則に従って製造された商品】UKCAマークの貼付が必要。</li> <li>【EU規則に従って製造された特定の商品】引き続きCEマークを使用。英国の第三者認証機関(NB)で認定を受けた場合、CE+UK(NI)マークを使用。</li> </ul>
グレートブリテン島 →北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国の関税規則を採用するも、物品貿易においては実質EU単一市場に残留。</li> <li>・輸入申告および搬入略式申告、EORI番号が必要に。</li> <li>・VATおよび物品税制度は、英国の制度が適用。</li> <li>・トレーダーサポートサービス(TSS)が開始。 ※輸入申告等を代行する無料サービス</li> <li>・共通トランジット手続き協定に基づくモノの移動が可能(税関手続きは最終目的地で実施)。</li> <li>・衛生植物検疫(SPS)措置の導入。</li> <li>→指定地点からの持ち込み、事前通知、輸出健康証明書(EHC)、植物検疫証明書などが必要。</li> <li>・工業製品に関しては、上市に関連するEUのすべてのルールに準拠。</li> <li>→製品がEU規則の基準に適合していると承認されている場合、継続して製造が可能。また、北アイルランド企業は、EUおよび英国において、別々に承認を得る必要はなく、双方での上市が可能。</li> <li>・EU規制下で輸入事業者(importer)、販売事業者(distributor)、認定代理人(authorised representative / responsible person)が必要な製品は、これらの主体(事業者)は北アイルランド、EU、EEAのいずれかに所在する必要。製品には輸入者または認定代理人の連絡先等を表示。</li> <li>・北アイルランド市場では、UKCAマークのみの使用は不可。CEマークかCE+UK(NI)マークの使用が必要。</li> <li>・年間1トン以上の化学品を北アイルランドに輸出する企業は、北アイルランドまたはEUの輸入者がEU REACHに登録しているか、北アイルランドまたはEUで唯一の代理人を指名する必要。</li> </ul>
北アイルランド⇔EU	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の手続きを踏襲。税関チェックや関税、割り当て、原産地規則のチェック等は不要。</li> <li>・引き続きCEマークを使用。英国の第三者認証機関で認定を受けた場合、CE+UK(NI)マークを使用。</li> </ul>
北アイルランド⇔第三国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUに輸出される恐れがあり、EUと英国で関税率が異なる場合を除き、英国が交わしたFTA締結内容に準ずる。</li> <li>・XI EORI番号の取得が必要に(取得には既にGB EORI番号を保持していることが必須)。</li> </ul>

(出所)英国政府資料をもとにジェトロ作成